

特定空家等判断基準表(衛生上有害等)

区分	原因	状況	特定空家等の判断基準	該当	条件	該当	特定空家等判定
1 衛生上有害	石綿	石綿の飛散	石綿飛散の可能性が高い吹付け石綿の露出又は石綿使用部材の破損等		目で見えるアスベスト建材(第2版)国土交通省のレベル1に該当するものであること		☐ 該当
	汚水等	汚水等の流出	排水設備(浄化槽、側溝を含む)からの汚水等の隣地への流出		排水溝や側溝、浄化槽がつまっていること		☐ 該当
			汚水等の流出のおそれがあるほどの著しい排水設備の破損等		排水溝や側溝、浄化槽がつまっていること		☐ 該当
	害虫等	害虫等の発生	敷地等からの著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生		空家等が発生元であること		☐ 該当
			著しく多数の害虫等の発生のおそれがあるほどの常態的な水たまり、多量の腐敗したごみ等		空家等が発生元であること		☐ 該当
	動物	動物の糞尿等	敷地等の著しい量の動物の糞尿等		空家等が動物の巣であり、棲みついていること		☐ 該当
			著しい量の糞尿等のおそれがあるほどの常態的な動物の棲みつ		空家等が動物の巣であり、棲みついていること		☐ 該当
2 景観悪化	屋根、外装材、看板等	屋根ふき材、外装材、看板等の破損等による景観悪化	屋根ふき材、外装材、看板等の著しいさび、破損又は汚損		敷地外から見えるものであること		☐ 該当
	ごみ等	ごみ等による景観悪化	著しく散乱し、又は山積みした敷地等のごみ等				☐ 該当
3 周辺の生活環境の保全への影響	汚水 動物 ごみ等	悪臭の発生	排水設備(浄化槽、側溝を含む)からの汚水等の流出による悪臭		臭いの発生源が汚水であること		☐ 該当
			悪臭の発生のおそれがあるほどの著しい排水設備の破損等		臭いの発生源が汚水であること		☐ 該当
			動物の糞尿等又は腐敗したごみ等による悪臭の発生		糞尿又はごみが臭いの発生源であること		☐ 該当
			悪臭の発生のおそれがあるほどの著しい動物の糞尿等又は多量の腐敗したごみ等		糞尿又はごみが臭いの発生源であること		☐ 該当
	開口部	不法侵入の発生	不法侵入の形跡				☐ 該当
			不特定の者が容易に侵入できるほどの著しい開口部等の破損、未施錠				☐ 該当
	立木等	接触等の発生	周囲の建築物、歩行者等への接触等のおそれがあるほどの著しい立木の枝又は繁茂した雑草等のはみ出し		周辺が森、林等でないこと		☐ 該当
	動物等	騒音の発生	著しい頻度又は音量の鳴き声等を発生する動物等の敷地等への棲みつ(通常の声で会話ができない程度)		周辺が森、林等でないこと		☐ 該当
	動物等	侵入等の発生	周辺への侵入等が認められる動物等の敷地への棲みつ		発生の元を特定できること		☐ 該当